

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙：1930年代前半期における婦人会組織を中心に

有松, しづよ

九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻(植民地教育史)：修士課程

<https://doi.org/10.15017/1904341>

出版情報：教育基礎学研究. 3, pp.1-27, 2006-03-31. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

— 1930年代前半期における婦人会組織を中心に —

有松しづよ

はじめに

1930年代宇垣総督期朝鮮では、当時世界的な経済恐慌に巻き込まれた日本のしわよせを受けて壊滅的になった農村経済の刷新を図るために、総督府主導による農村振興運動が展開された¹。その運動の展開過程において、総督府関係者は朝鮮人農村女子が保持する伝統的な生活規範を振興運動の障壁であると主張し、その障害を解決するためには女子の啓蒙が必須であると提唱した²。この後、農村では総督府関係者のこれらの声に呼応するように、朝鮮人女子への啓蒙事業が実施された。

朝鮮人農村女子に対する啓蒙については、すでに金静美³の研究により、朝鮮金融組合連合会（以下金融組合とする）が組織する金融組合婦人会を媒介として実施されたことを知ることができる。しかし、金は実施された朝鮮人農村女子への啓蒙事業を総督府による朝鮮伝統文化の払拭として論じているのみに留まり、啓蒙事業展開の実態、たとえば、金融組合と朝鮮農村との関係や、啓蒙事業内容の考察には及んでいない。総督府による朝鮮人女子に対する啓蒙を論じるに当たり、それを請け負う組織である金融組合婦人会の性質、総督府と農村女子との関係、啓蒙事業の内容等が明らかにされなければならないと考える。金融組合婦人会が朝鮮人農村女子の啓蒙を請け負った背景、実施された啓蒙の内容が明らかにされなければ、たとえば金静美の主張する、総督府により朝鮮人農村女子へ課された「収奪」、「強制」は、これらの言葉が持つ表意的な緊迫性のみが先行し、その歴史的内面性が曖昧なままになるからである。

本論文では金融組合婦人会の組織を介して実施された朝鮮人農村女子への啓蒙事業を考察することにより、総督府が朝鮮人農村女子に期待した啓蒙の実態を明らかにし、その意図はなにであったのかを明らかにしたい。そしてさらに総督府が実施した農村女子に対する啓蒙政策は朝鮮人女子にだけ実施されたのかについても併せて考察したい。

第一節 金融組合婦人会の性質と農村女子との関係

金融組合婦人会（以下組合婦人会とする）の性質と農村女子との関係を論ずるには、

有松 しづよ

まず金融組合と農村との関係について論じる必要があろう。

金融組合と朝鮮農村との関係は京城日報社論説部長池田林儀に言わせれば、「半島農民の指導に任じたものはこれまで幾多各種の機関があつたであろうが、われらは特にその中から、金融組合の構成を指摘せずには居られぬ。朝鮮文化発達史上金融組合は確かに特異の地位を確保するものといはねばならぬ」⁴ほどの関係であり、「金融組合は他の何ものよりも多く、直接農民に接し、彼らの味方になり、或は好伴侶となり、親しき友人となって、働きもし尽くしもし教えもし導きもした。万般の一家の私事さへも、理事と相談するが如き信頼を得た」と述べるほどであった。池田が語るほど朝鮮農民の金融組合に対する信頼感があったかどうかは今後検討されなければならないとしても、金融組合が朝鮮農村と密接な関わりをもっていたことは十分に窺いしれるものである。

また、金融組合の理事は、「産業の指導に当たり財務弁理の指導に任ずることが本務であると同時に、地方農民の啓蒙に当たり、農民文化の向上に努力しなければならなかつた」、「部落において、面において、邑において、常に自らの生活と道徳との軌範たるべく行動しなければならなかつた」ということからしても、金融組合が朝鮮農村啓蒙に関与していたことを知ることができる。

また、この金融組合は、「金融組合の発足は明治 39 年であり、韓国政府顧問、目賀田種太郎の建議するところであった」という点で官色濃厚な組織であった。さらに 1933 年、8 月 17 日政令第 7 号を以て朝鮮金融組合連合会令が公布され、朝鮮金融組合連合会設立委員会委員長に総督府政務総監が就任し、委員には総督府高等官、民間財界の有力者 30 名が任命されたことにより⁵、金融組合と総督府は直線的につながり、組合と総督府の関係はより堅固になったと考えられる。これは、総督府による農村の統制が強化されたことを示すものである⁶。

組合婦人会は、「農村婦人組織の機運は昭和 7 年朝鮮総督府の農村振興運動開始と共にこの運動の一部門として次第に活動が薦められて居り、地方各官庁機関の総合的指導に俟つところ極めて大であることは言ふまでもない。特に第二の四半世紀に於ける半島文化向上には婦人の覚醒にまたねばならぬと云うことが強調されてゐる際、金融組合の婦人会も亦その政府の施政方針と協力して進んで居るものである」と記されるように金融組合の傘下に組織されているものであり、金融組合と総督府との関係はそのまま組合婦人会にも当てはまるものであった。つまり、組合婦人会もまた、総督府の政策を反映するための組織として創設されたものであった。

朝鮮人女子の 8 割⁸を占める農村女子を掌握するために、既に朝鮮の農村において農

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

民と密接な関わりを持っていた金融組合を基盤に、その下に婦人会を組織し、農村女子啓蒙の媒介機関としたのである。

家庭教育、生活改善より延いては一般社会教化上、婦人の力の影響の相当大なるものがあることは、言を俟たない處である。然るに朝鮮における中年以上の婦人は概して教養に乏しい為、旧套に泥んで何等此の方面に关心を有せぬ者多く、中には却て新施設の妨害を為す如き者すらあり、施設上看過するを許さないので、模範部落其の他中心人物ある地域より、まず婦人会、母姉会等を起こし、之に対し夜学・野外労働等を行ひ、可及的教養上の施設を奨励する⁹

上に記した総督府の意志は、各農村においても「現下の実情に鑑み婦人会を設立」¹⁰という方法で実現され、婦人会を拠点に農村女子の啓蒙が推奨された。

それでは、このような総督府の政策が反映する金融組合婦人会は、基本的にどのような性格を持っていたのだろうか。

まず、金融組合が制定した婦人会基準規約案により考察してみたい。

何里（洞）組合婦人会規約案

- 第一条 本会ハ何里（洞）組合婦人会ト称ス
- 第二条 本会ハ事務所ヲ会長宅ニ置ク
- 第三条 本会ハ当面何里（洞）ニ居住スル何金融組合ノ組合員ノ妻又ハ其ノ家族タル女子若ハ組合員タル女子ヲ以テ組織ス但シ当区域内ニ居住スル何金融組合ノ組合員ニ非ザル者ノ家族タル女子ヲ参加セシムルコトヲ得
- 第四条 本会ハ金融組合ノ趣旨ニ順ヒ其ノ事業ヲ助成スルヲ以テ目的トス
- 第五条 本会ノ経費ハ會員ノ拠出金其ノ他ノ収入金ヲ以テ之ニ充ツ
- 第六条 本会ハ基本財産ノ積立ヲ為スコトヲ得
前項基本財産ノ積立及管理ノ方法並ニ之ガ使用ハ總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決定スルモノトス
- 第七条 本会ニ会長一名、司事三名以上ヲ置ク
会長及司事ハ會員之ヲ互選ス
会長ノ任期ハ二年トシ司事ノ任期ハ一年トス
会長及司事ハ名誉職トス

有松 しづよ

- 第八条 会長ハ本会ヲ代表シテ会務ヲ總理ス
司事ハ会長ヲ補佐ス
会長事故アルトキハ司事中ノ一人之ヲ代理ス
- 第九条 本会ハ毎月何日例会ヲ開キ第四条ノ実行事項其ノ他ニ関シ打合ヲ為スモノトス
前項ノ例会ヲ変更セントスルトキハ会長ヨリ各会員ニ之ヲ予報スルモノトス
- 第十条 本会ニ加入セントスルモノハ会員ノ紹介ニ依リ会長ニ申込ムモノトス
会長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ司事ニ諮リ之ガ諾否ヲ決スルモノトス
- 第十一条 会員中本規約ニ違背シ又ハ信用ヲ失墜シタル者アルトキハ会長ハ司事ニ
諮リ之ヲ除名スルコトヲ得
- 第十二条 脱退シタル会員ハ第六条ノ基本財産ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ズ
- 第十三条 本規約ヲ変更シ又ハ本会ヲ解散セントスルトキハ總会員ノ三分ノ二以下
身の同意ニ依リ其ノ所属スル金融組合ノ承認ヲ受クルモノトス

この規約案¹¹は組合婦人会規約を制定する際の例として作られたものであるが、第三条は組合員の積極的な獲得を促すものであり、第四条の「金融組合ノ趣旨ニ順ヒ其ノ事業ヲ助成スルヲ以テ目的トス」は、総督府の政策に忠実な組織であることを宣言させるものであると同時に、会員には総督府に対する忠誠の自覚を誘導するものである。

また、第十二条の組合脱退者への措置は、共有財産に対する請求権の強制放棄を示していると受け取ることができ、入会組合員の経済的拘束を意味するものである。且つ、これらは組合脱退者の防止を図り、会員相互の共同責任構造を強化するものと考えられる。

金融組合はこのような組合婦人会規約のたたき台を提示し、これを基に各婦人会は、各々の婦人会規約を制定していた¹²が、京畿道での婦人会設置に伴う指導要項は以下の通りであった。

- 1、本婦女会は成績優良なる殖産契を撰び附設すること
- 2、本婦女会の会長及幹事の互議に付ては成るべく契長又は司事の家族たる婦女子を挙げしめ婦女会と殖産契との連絡を緊密ならしむることに留意すること

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

- 3、本婦女会の指導に付ては郡、面、産業団体其の他の関係機関の協力を求むること
- 4、金融組合長の任命する幹事には組合職員、面職員其の他殖産契を指導する地位に在る者の家族たる婦女中より適任者を求め依嘱すること

これをみると、京畿道では婦人会の設置に際し、会長、幹事に選任される朝鮮人女子が予め指定（個別の氏名は挙げられていないが、このような設置指導がなされれば、各婦人会の会長、幹事は暗黙の中に決定されていることになる）されているために、婦人会の設置そのものが構成組合員の自由意志の反映とはいえないことがわかる。特に幹事の選定について言えば、金融組合職員、面職員、その他、契¹³を指導する地位に在る者の家族の女子より適任者を求めるという構造は、婦人会が官主導型組織であるということ、さらに進んで総督府による默示的強制力を伴った官製活動組織であることを示唆している。

第二節 組合婦人会を通して実施された朝鮮人女子の啓蒙の実態

以上みてきたように官製ともいえる組合婦人会の活動趣旨は、「農村に於ける眞の振興は先づ婦人からで農村振興の徹底は独り男子のみの努力に期待すべきに非ず之が徹底では一家の主婦の自覚と協力に期待する」¹⁴ものであり、「婦人の活動によつて農村救済の実を一層举ぐべく計画してゐる即ち各部落を単位としその地方の実情に即した方法で婦人の労働精神を涵養し勤儉貯蓄を実行し弊習を打破して家庭の平和繁栄を図り農村の健全な発達に貢献する」¹⁵とするものであった。

本節では、組合婦人会を媒介に実施された農村女子の啓蒙事業の具体的な実態を考察したい。

（1）農村女子に要求された啓蒙とはなにか。

総督府はこのような組合婦人会に対してどのような啓蒙を求めたのか。

比較的早期に婦人会を設置したと思われる江原道春川郡内各地で計画されていた組合婦人会の事業計画案から、婦人会創生期に要求されていた啓蒙活動¹⁶を窺うことができる¹⁷。

▲貞操を重じ暗闇[ママ]を戒め舅姑に孝養を尽し夫を敬え[ママ]兄弟相愛し子女を愛撫教養

有松 しづよ

- ▲長者を尊敬し幼者を愛撫
- ▲奢侈及早婚の弊風を矯正
- ▲冠婚葬祭の質素
- ▲迷信打破
- ▲家庭生活を規則的にする
- ▲野外活動に従事し夫を補佐
- ▲ゴム靴を廃し草鞋を穿く
- ▲毎日家族数に応じて一人当飯米一匙宛を貯蓄
- ▲養蚕、豚鶏その他副業に精励
- ▲勤労の精神を確保
- ▲色服着用
- ▲飲食物の腐敗食器の不潔を避け疾患の伝染を予防
- ▲家の内外及便所は必ず毎日掃除
- ▲飲料水は清潔にし井戸側で[ママ]洗濯その他不潔行為禁止
- ▲時々水浴し身体を清潔に被服の洗濯を励行

さらに、『金融組合婦人会の情勢』(1936年)によって各道別に組合婦人会で実施されていた啓蒙事業を見てみると表1のような内容であり、大きな相違はない¹⁸。

<表1>道別組合婦人会啓蒙事業一覧 (『金融組合婦人会の情勢』1936年より筆者作成)

| 道別 | 事業内容 |
|------|--------------------------------------|
| 京畿道 | 色服奨励、夜学会、勤労貯蓄 |
| 忠清北道 | 夜学会 勤労貯蓄 |
| 忠清南道 | 色服奨励 勤儉貯蓄 |
| 全羅北道 | 色服奨励 夜学会 |
| 全羅南道 | 色服奨励 夜学会 家政改善 家庭衛生 勤儉貯蓄 |
| 慶尚北道 | 色服奨励 夜学会 勤儉貯蓄 |
| 慶尚南道 | 色服奨励 夜学会 民心作興 勤儉貯蓄 |
| 黃海道 | 色服奨励 夜学会 迷信打破 裁縫講習 貯蓄思想普及 冠婚葬祭費節約 |

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

| | |
|------|---|
| 平安南道 | 色服奨励 夜学会 冠婚葬祭費節約 婦人ナンジャ髪奨励、 ¹⁹ |
| 平安北道 | 色服奨励 夜学会 貯蓄思想奨励 迷信打破 |
| 江原道 | 色服奨励 夜学会 民心作興 |
| 咸鏡南道 | 色服奨励 貯蓄思想普及 |
| 咸鏡北道 | 色服奨励 結髪改善 裁縫講習 料理法改善 |

<表1>に見られるこれらの啓蒙事業は、総督府社会教化巡回講演を皮切りにはじまったと考えられる²⁰。以下は、講演に先立ち、社会教化巡回講演者の会同を催し、教化事業の振興徹底の打ち合わせをした際の宇垣総督の挨拶である。

大正二年畏くも先帝陛下時局を軫念し給ひ国民精神興隆の本を固くするの道を示させ給ひました爾来上下萬民夙夜相警め相励まし勤黽戮力以て聖旨に報奉らんことを期して今日に及んだのでありますが積年の頗風は今猶之を一転すること難く世態の変遷は徒に衆俗を駆って軽佻浮華に赴かしめ思想の傾向は動もすれば人心を惑わして其の拠る所を失はしめ、この儘に推移するに於ては遂に世を挙げて節制の加へ難きものあるに至らんかを惧るゝ次第であります。而も一面財界の不況は旧態依然として生活を脅して安定を欠ける状態であります。これ洵に朝野竦然として警戒し蹶然として起ち戮力民風を作興し勇断以て難局の打開を策し更に国力の発展を期図すべき秋であると信ずるのであります。

本府に於ては深くこの事態に鑑みまして民風の作興、社会の教化等を図る為本年度予算に新に経費を計上して青年団の統制指導、郷約の復興助成、婦人教養施設の開催、体育運動の奨励、講演及映画会の開催、パンフレットの印刷頒布、地方改良事業の助長等に力を入ることとなり何づれも夫々実行に着手して居ります、又先般畏くも天皇陛下には農村漁村の窮乏を憂慮あられ救恤の御思召を以て御内帑金を御下賜になりましたに付我々は恐歎 聖旨を奉体して方案を練り各方面に薬品を入れた救急箱を配置して地方面の救療に充つると共に救療券を発行し無料にて診療の道を講ずることに致したのであります。

以上は何れも民風の作興、社会の教化を目標とするものでありますが更に直接民衆

有松 しづよ

に対して世界に於ける東亜民族の立場、内鮮一体共存共榮の切要に関する覺醒を促し彼等を真拳純真に導き偷安逸居の陋習を革め勤儉力行の美風を奨め克く艱難に堪え窮乏を忍び自奮健闘の精神を鼓吹する為今回特に各位のご努力を煩はすに至つたのであります。

各位のご苦労は深く御察しするのでありますが此度各位に委嘱したる如上の所謂心の用意が民風作興、社会教化の原動力であり又中核をなすものであるというふ点に深く思を致されて青年男女は勿論、一般民衆に対する講演の外可及的村落洞の父老や有志の者とも膝を交へて彼等の意見も聞き之に応じて適切なる指導誘掖を加へられ又当方施設の改善に関し参考となるべきことは赤裸々に復命せらるゝ等斯くして鮮内の津々浦々に至る様御努力を祈つて止まぬ次第であります。

尚國力の発展、社会の改良に密接且偉大なる関係[ママ]を有する婦人の社会的家庭的地位には猶ほ改善と向上の余地大に存するを以て此辺にも十分の考慮と努力を払われんことを希望して置きます。

この種の講演会を受ける組合婦人会は、朝鮮にどのくらいあったのか。1935年3月末の集計では3,940団体が組織され、会員数は118,500人余りであった²¹。

では、これらの組合婦人会を通して行われた農村女子に対する啓蒙の具体的な内容はどのようなものであったのか。以下において組合婦人会の啓蒙事業のほとんどにおいて実施されていた夜学会と色服奨励を考察することによりみてみたい。

(2) 夜学会による識字教育

農村における女子を対象とする夜学会は、「一家の家計は主婦が之を掌るべきである」とし、「主婦が生計の予算を立て之を経理し、常に緊張を保ち贅費を節し、勤儉貯蓄に留意してこそ家運の隆興を期し得るのである」とする考えにより家計簿の管理者を求める目的として²²、「農家の家計簿等の記帳を主婦の手に移す為、部落単位の婦人講習会を開設して簡易なる諺文と数字を教え込むと云う、所謂文盲退治を行い、併せて農村婦人の一般教養にも役立たせたい」という総督府の意図により開催されていたものであった²³。

このような主旨の夜学会は、実際にはどのように実施されていたのか。再び『金融組合婦人会の情勢』(1936年)をもとに考察してみたい。

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

しては、白衣着用という朝鮮の伝統的な衣服文化は、大きな障壁問題であると考えられたのである。

なぜなら、ひとつは「白衣の着用を継続するとせば、五人家族の家庭として洗濯裁縫の為に主婦の負担する時間は一日平均七時間五分となり、この外炊事、子供や老人の世話・[ママ]裁縫（縫い直し以外の）等に要する時間があるので、到底他の有益なる方面に割く時間などあるべき筈がないといふことになる。朝鮮人家庭の主婦が年中洗濯と裁縫に追われて居るが如き觀があるのは之が為である」とし、「色服の奨励といふことは、国民経済なり、社会教化の上なり、將た又文化の向上なりに、絶大の意義を有つことになるのである」とする意見からである²⁵。

そしてもうひとつは「民衆に対して完全な井戸を供給することである。由来水に乏しい朝鮮では、都鄙ともに（川辺に住む者は別として）井戸や水量の豊富な流れを求むるに苦心して居る。而かもその苦心は酬ひられずに、水量の乏しい谷川や不潔な下水で、満足せねばならぬ状態である。水が乏しいから自然灌ぐのに多量の時間を要することになる」²⁶というように衛生上の問題として色服の奨励をするものである。

総督府はこのような理由による色服奨励の対策として色服講習会を実施していた²⁷。

色服奨励の全鮮統一を図るため、三月十三日から六日間中央試験所を会場として、各道府・郡、民間各団体等の染色指導者を招集、打合会並に講習会を開催した。打合事項は

- 一、色服奨励の施設及び之が実績
- 二、従来使用せし又は現に奨励しつつある染料の種類及び之が使用状況（自給染料の見本及び資料を持参せしむること）
- 三、染料の共同購入
- 四、染色所の生産奨励

等であつて、講習会は中央試験所技師室田武隣・技師近藤達雄の両氏之に当り、講習科目は次の通りである。

講習科目

染料及び染色法の大意・市販家庭染料の品質に就て・自給染料の種類並に染法・染料の品質鑑定法であり、又実験としては、直接染料の綿絲布染並に人絹布染・藍基性染料の綿布染並に絹布染・酸性染料の絹布染・硫化染料の綿絲布染・自給染料の簡易なる染法等である。

有松 しづよ

染色講習会は「色衣着用を徹底すべく染料の共同購入と共同染色を実行してゐる」²⁸といわれるよう婦人会を通じて行われたのである。

これらのことから、総督府が各組合婦人会を通して徹底して実施したといえる色服獎励という啓蒙事業は、伝統的な朝鮮の服飾文化を朝鮮人女子の社会的活動を妨げるものであり、ひいては女子の地位向上を妨げるものであるとし、同時にそれが総督府の主導する農村振興運動の障害になるという理由で実施されたものであった。そしてさらにはその弊害を衛生問題にまで発展させ、既存文化を否定する文化政策であったといえる。

第三節 農村中堅婦人の養成

これまでみてきたように朝鮮農村女子の啓蒙事業は組合婦人会の組織を中心として展開されてきたのであったが、総督府はこの啓蒙事業をより強化するために「主婦をして家事経済に携はしむることは農家経済更生の根源であり、農村振興の要諦である。従つて今後農村に於ける教化指導の如き、其の重点を単に男子の青年子弟のみに止めず、家庭婦女子にも及ぼさなければならぬ。而も之が指導教化の周到を期せん為には、地方に中堅婦人の存在を最も必要とする」²⁹と考えていた。そして総督府は「最モ重要ナルモノハ部落ニ中堅先導トナルベキ人物ヲ多数且迅速ニ養成スルニ在リ」³⁰という意図から朝鮮人女子を中堅婦人に養成するために表3のように農村講習所を創設していった。

<表3>農村中堅婦人養成機関一覧 (『農山漁村に於ける中堅人物養成施設概要』 施設一覧表より筆者作成)

| 道別 | 名称 | 経営主体 | 設立年月日 | 訓練期間 |
|------|-------------|-----------|-----------|------|
| 忠清南道 | 忠清南道農村女子講習所 | 忠清南道（学務課） | 1934・4・26 | 十一箇月 |
| 慶尚北道 | 慶州農村女子講習所 | 慶州郡農会 | 1936・4・30 | 九箇月 |
| 慶尚北道 | 醴泉農村講習所 | 醴泉郡農会 | 1936・4・18 | 九箇月 |
| 黄海道 | 黄海道農村女子講習所 | 黄海道（地方課） | 1935・4・20 | 十二箇月 |
| 江原道 | 春川女子講習所 | 江原道（農務課） | 1936・4・1 | 九箇月 |

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

以下ではこのうち最も早く創設された忠清南道農村女子講習所について 1936 年 12 月に報告された『農山漁村に於ける中堅人物養成施設の概要』を概観することにより、総督府が農村中堅婦人養成に求めたものは何かを考察したい。

忠清南道農村女子講習所は農村女子に対し「婦徳の涵養公民訓練農事一般及家事裁縫並農家更生計画の樹立方法等につき実地の体験を積ましめ以て修身齊家勤労好愛の精神を涵養し農村に於ける中堅婦人を養成せんとす」ることを目的として設置されたものであり、訓練方針は以下の通りであった。

- イ、 国体觀念を明徴にし敬神崇祖の念を涵養し以て感謝報恩の生活を営むこと
- ロ、 共同生活に依り婦人の責務を自覚し相互扶助、社会連帶感恩奉仕の念を涵養すること
- ハ、 農村の中堅婦人として農家經營生活改善の実地体験を積み以て農村文化建設に寄与すること
- ニ、 婦徳を涵養し貞淑順長にして節制を尊び情操を高め氣品ある家庭婦人たらむことに努むること
- ホ、 農村婦人たるの自覚を喚起し自主自立勤労好愛節約利用の精神を確立すること

講習所における訓練形態は講習生を 6 班に分け、1 班を 1 家族とみなし、さらに 3 家族を単位とした村落形態を模擬的に作り出した宿舎の中で訓練する徹底した実践訓練であった。

○家族 5 名 年長者家長となる

○設備

△ 70 坪 田 900 坪

家畜として 豚 1 頭 鷄 7 羽 蜜蜂 2 群 紬羊

建物として宿舎は炊事場一間、オンドル二間、板間一間に之に薪小屋一坪、洗濯場、農具置場等を附設す

附属舎は鷄舎豚舎各一坪、便所及液肥溜半坪、羊舎二坪、国旗台は宿舎竣工と同時に第一着手に[ママ]各戸共設置し本年六月には各戸共神棚を奉祀家の守りとして尊信す

有松 しづよ

尚敷地内には花壇、野菜畑、堆肥場、物干場、甄置場を設く

また、講習所で実施された実際の訓練科目、実習科目は以下のとおりであった。

<表4>農村中堅婦人講習所における訓練科目（『農山漁村に於ける中堅人物養成施設概要』施設一覧表より
筆者作成）

| 科目 | 目標 |
|----------|------------------|
| 一、国民性ノ陶冶 | 国旗掲揚 神棚礼拝 |
| 二、婦徳ノ涵養 | 農村婦人タルノ理想振興信念ノ確立 |
| 三、公民訓練 | 共存共栄 遵法ノ精神涵養 |
| 四、農事 | 農業ノ本質及農村ノ理解 |
| 五、家事裁縫 | 家政一般ノ精通 |

農事

作物設計は農家更生計画に必要なる知識技能を実地[ママ]せしめ代表的食糧作物並婦人に適応せるものを栽培せしむることゝす、体験は経済を根基とし收支を明細にし其の間に底流する婦徳を修養鍛錬の目標とす

各戸より百五十円の収入を得んとし目下努力中なり

作付品種は水稻、大麦、小麦、粟、玉蜀黍、大豆、小豆、甘藷、馬鈴薯、白菜、菠菱草、萵苣、甘藍、水芹、大根、牛蒡、人参、胡瓜、西瓜、茄子、蕃茄、蕃椒、豌豆、南瓜、扁蒲、草莓、薑、葱、蒜、等にして販売を目的とするものは温床とす

自給の研究として肥料、飼料、採種、副食物に付特に努力を払ふ、肥料としては清潔整頓、草刈、厩肥等に依る堆肥造成を朝の作業として緑肥はベツチ紫英雲を空地利用に依り液肥は雨水下水等迄集めて牛豚肥及屎尿等を併せ共同液肥溜に朝夕汲み出し鶏糞を乾燥貯蔵し且つ蚕糞貯蔵等夫れぞれ分類貯蔵す

勤労好愛の美風を盛ならしむる為先づ作業服を改良着用し作業及生活に便ならしむ

生産物は各戸の物を取り纏め共同販売として販売実習帳簿の整理整頓を為さしめ愛と恵みに依りて得たる大自然の生産と徳とを玩味すると同時に生産趣味を養

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

ふ、本年夏作の反収四十八円となり、自然の大徳に感謝せり
家事

家一切の切廻しを良くし夫をして後顧の憂ならしむることは婦徳の大なる役割なり、即ち内をよく整へ外を助けるの頭と腕とを必要とす内に向つては先づ家の締を付け所謂予算、決算、記帳の生活に慣れしめ、入るを計つて出づるを制する根本精神より金銭の出納炊事場の整理、家の清潔整頓、生活の改善、家畜の管理、宅地住宅の利用並に保存、美化装飾等の実習体験を積ましむ

毎週、水曜日、日曜日には入浴、日曜の午後は大掃除洗濯、家の内外の大整理、花壇の手入、生花等を為し恵みある大自然の中に樂しき住よき農家、及部落を造らんとす

此の環境の中に於て麻、綿、繭、羊毛等の紡績機織染色を為さしめ或は農産物の加工等も為さしむる等種々の生産品を作り年中繁忙の生活を営ましむ

本年の生産物は農産物の外、鶏卵、蜂蜜、真綿のチョッキ、毛織物、漬物等にして計画通りの収入を図れり

実習としては販売実習、買出実習、銀行金融組合預金又は引出実習、献立実習を為す

生活は全部之を記録することゝし次の如し

作物設計書、生産物販売簿、家庭日記、現金出納帳簿、修養日誌、個人の出納等毎日之を処理す

裁縫

作業服、通常服（子供老人）等最も簡便にして経済的なるものに改良することを主眼として之各種の裁ち方縫ひ方を実習し尚余暇を以て編物、其の他の手芸をも加へ課せり

斯くの如き作業は晴耕雨読の一元的教育のもとに行へり、総ては人格陶冶主義に依り毎朝神棚礼拝東方遙礼父母の敬礼に依り一日の信念を培ひ啓き夕には更に同様に感謝の誠を捧げ生活全般をして有り難い心戴きますの心を以て修養せしむ

これらの実習科目から総督府が講習生に求めるものは、総督府が想定する朝鮮農村の主婦の理想像であり、その理想像を担う農村女子の養成が講習所の目的であったということである。講習所での訓練は「生徒宿舎は六軒あり中央道路を挟み三戸宛両側に分た

有松 しづよ

れ二箇部落を構成す之に所長及補導農夫の家を適当に配置して地方農村の部落と其の軌を一にする」という部落単位での訓練であり、「部落を構成する中心思想より職員生徒の一大家族精神を持ち相互扶助隣保相愛社会連帶の実生活を営む」という一大家族主義を採用したものであった。この部落もまた、総督府が農村振興運動の過程で必要とする朝鮮農村の理想的農村を人工的に創出した理想郷であったと考えられる。

そしてこの部落単位の訓練で実施されたのは以下のように精神作興に関する実行行事、産業開発に関する実行事項、生活改善に関する実行事項、風俗改善に関する事項、教育に関する実行事項、といった各項目別に詳細にわたるものであった。

1、精神作興に関する実行行事

- 国旗台の設備並に国旗掲揚
- 国旗の作製
- 奉護袋及国旗製作、切取奉護の実行
- 神棚の奉戴並に礼拝
- 家憲家訓の実践
- 朝夕東方礼拝及父母に対し敬礼
- 各義捐金釀出
- 道路修繕、敷地整理並同上美化
- 国語常用、時間励行、勤儉貯蓄、隣保互助

2、産業開発に関する実行事項

- 外屋堆肥場設置
- 萩播種に依る蜜源及飼料の筹の材料採取
- 空地利用による蔬菜肥料飼料の自給並美化
- 宅地利用
- 植林
- 果樹の植込
- 土壁並生垣の実施
- 牛の共同飼育
- 液肥増産
- 種子の自給
- 食糧及衣類の原料自給

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

3、生活改善に関する実行事項

- 美化
- 清潔整頓
- 簡単服着用
- 廃物利用並厚生
- 料理の改善
- 予算生活
- 献立表作成
- 集合時刻の厳守
- 共同購入実習
- 節米貯蓄
- 金融組合銀行郵便局払出等の実習

4、風俗改善に関する事項

- 棉衣着用
- 色衣着用
- 敬老愛幼
- 誕生祝
- 迷信打破
- 祝祭料理の節約改善

5、教育に関する実行事項

- 読物として左記の寄贈に依るものを配付し之を読ましむ
 - △主婦ノ務メ
 - △金融組合ノシルベ
 - △育児
 - △希望
 - △白百合
 - △自力更生彙報、忠南彙報
 - △金融組合月報
 - △組合婦人の活動とその意義
- 教授（講演）
看護、育児、産、教育、衛生、作法、生花、家庭経済の一般行事等

有松 しづよ

○時事問題

道庁及郡庁有志講演

これらの訓練項目は、直接的には講習生に求められるものであるが、同時に農村振興運動の展開において総督府が農村女子に求めた朝鮮人女子像であったといえる。

また、「之が助成機関として白雲里報徳婦人会を組織し主として民心作興、産業開発、生活改善、風俗改善、教育等に関する問題並に時事問題を研究討議し具体的に実行に移す」というように講習生に模擬婦人会を組織させ、総督府が農村女子へ提示する啓蒙事業について、具体的に討議させ、実行に移させるという訓練項目もあった。これらは、総督府が推奨する婦人会運営への実践体験訓練と考えられ、婦人会を主体的に担う者を育成する目的であったと考えることができる。

つまり講習所では組合婦人会を統率するエリート教育がおこなわれていたと考えることができる。これは次の講習所の入所規定により要求されている農村女子の入所資格からみても明らかなことである³¹。

第六条 入所セントスル者ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一、入所期ニ於テ満十五歳以上二十二歳以下ノ女子タルコト但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限りニ非ズ
- 二、普通学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者
- 三、品行方正、身体健全、意思強固ニシテ在所中家事ノ係累ナキ者

ところで、夜学会についての考察から明らかになったように、一般の農村女子には日本語の常用が求められていなかった。しかし農村中堅婦人には国語常用が求められているのである。中堅婦人には総督府と農村との関係において、政策伝達の潤滑油となることが望まれていたといえるのではないだろうか³²。

農村女子に対する啓蒙事業政策を一般農村女子へ伝達する人材育成こそが講習所でおこなわれる啓蒙事業の特徴であったと考えができる。

一般的訓練施設

- (1) 敬神崇祖 教育御勅語の御聖旨を奉体し忠孝の誠を尽し君民同祖の觀念を以天照大神様に礼拝し御恩の生活より報恩の忠誠を誓わしむ

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

部落の神には毎朝礼拝し、各戸の神棚には朝夕礼拝す

- (2) 東方遙拝 東方皇居に対し感謝報恩の誓ひを固めしむ
朝礼の際一回、夜は各戸に於て正座一回
- (3) 父母敬礼 身の此處にある所以を正し孝の道を尋ね延いて国家に尽くす役割を思ひ浮べ父母、家に対し御安泰と繁栄と御恩とに感激して誠の道に入ることを誓ふ、朝夕 二回敬礼を行ふ
- (4) 講演会 道、郡、各関係者より農閑期を利用し講演を依頼す、本年は産業一般、衛生、農村振興、教育地方行政一般、社会教化、染色、軍事、警察、会計、金融組合、郵便事務等につき一般的に授けんとす
- (5) 講習会 本年はホームスパン講習を開き朝鮮に普及奨励されつゝある縮羊の飼育より其の生産物加工に至る迄の技術を授け本事業の目的達成に務むる為本所は縮羊を取り農家の副業とし自給自足収入均衡、組織の改善を図らんとす
- (6) 感謝祭 農場生産物を御神饌とし秋季新嘗祭当日をトし之を行ふ
- (7) 新年祭 春の地鎮祭及献饌田の御祭を為し豊作を祈願す、本年は六月十四日之を行ふ
- (8) 研究会 家事農事裁縫等平素実際に訓練されたる事項中特に参考となる事柄を本会に於て発表す、毎週月曜日夜之を行ふ
- (9) 座談会 前項と同様なるも特に農村の実状、農村の振興、従来の自分と本所の生活とを比較研究し其の感想を述べしむ、毎週月曜日夜之を行ふ
- (10) 会食 毎週水曜日夜食を会食とし三十名が同じ釜の御飯に依り腹を固め親睦を図り時に娯楽を行ふ
- (11) 娯楽会及誕生祝 每月一日、十五日の両日の夜は会食を為し其の後娯楽会誕生祝を行ふ
娯楽会は歌、話、芸、蓄音器等を演ず、誕生祝は教師及生徒の当日生まれの者の祝を行ふ
- (12) 競技会 吠織縄縄を為す、秋十一月中
- (13) 品評会 堆肥積、吠、蚕具、縄、乾草、大豆葉、豚、鶏、家の清潔整理整頓等品評会を行い結果は批評す
- (14) 觀賞会 出来秋[ママ]を利用し採取物標本類、製作品類、手芸品類、紡績類、織物類、裁縫物等を一切陳列して批評觀賞せしめ知識芸能の啓發

有松 しづよ

を為さしむ

この他、訓練所では日本精神を朝鮮農村に反映させるために、上記のように一般訓練もおこなわれていたが、伝統的な朝鮮儒教文化である長上敬愛の精神を基本に、娯楽を適宜に配置し、講習生の精神的安寧への配慮も怠らないという、いわゆる飴と鞭の訓練がおこなわれ、総督府の巧みな統治政策をみることができる。

では、このような訓練を受ける訓練生の一日のスケジュールはどのようであったのだろうか。

<表5>農村中堅婦人養成講習所の訓練時間割 (『農山漁村に於ける中堅人物養成施設概要』施設一覧表より
筆者作成)

| 種目 | 区分 | 時刻 |
|---------------------------|----|---------------|
| 起床 | 午前 | 5時30分 |
| 整頓整容、神棚礼拝 | 同 | 5時30分 - 6時 |
| 朝礼 東方遙拝、国旗掲揚 父母敬礼、訓話注意 | 同 | 6時 - 6時30分 |
| 朝ノ行事 | 同 | 6時30分 - 7時 |
| 朝食 | 同 | 7時 - 8時 |
| 午前ノ作業 | 同 | 8時 - 11時30分 |
| 昼の行事 | 同 | 11時30分 - 12時 |
| 昼食 | 午後 | 12時 - 1時 |
| 午後ノ作業 | 同 | 1時 - 5時 |
| 夕ノ行事 | 同 | 5時 - 6時 |
| 夕食 | 同 | 6時 - 7時 |
| 家族会議 | 同 | 7時 - 7時30分 |
| 夜ノ修養 | 同 | 7時30分 - 9時 |
| 夜礼訓話 | 同 | 9時 - 9時10分 |
| 神棚礼拝、東方遙拝、郷里默祷 | 同 | 9時10分 - 9時15分 |
| 消灯 就寝 | 同 | 9時15分 |

備考 一、二年ニ三回変更ス 二、行事ハ作業ノ状況並ニ季節天候ニ依リ変更スルコトアルベシ

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

概要によるとこれは4月、5月、9月、10月という農繁期のスケジュールであるが、朝5時30分の起床から午後9時15分の就寝まで間断なく訓練がおこなわれている。考える暇を与えず、規則正しい労働の連続に加え、一方通行の講義が続くこのスケジュールは訓練生の自発的な自己形成を抑制するには効果的であったと考えられる。

以上、第三節で考察したことをまとめると農村中堅婦人養成は、総督府の政策を伝達する組合婦人会の運営をより潤滑に、より堅固にするために、地域組合婦人会を統率する指導者を養成するものであった。そして指導者としての講習生に求められたものは、総督府が農村振興運動を発展させるための価値基準として想定した朝鮮農村女子の理想像そのものの農村女子になることであり、重要なことは、講習内容からわかるように総督府が朝鮮農村に提示した日本国民精神作興をすみやかに農村一般女子に伝達することであったといえる。

おわりに

以上、本稿では婦人会組織による農村女子の啓蒙事業の普及について、組合婦人会組織と朝鮮農村女子との関係をはじめとして、組合婦人会を通して実施された朝鮮農村女子の啓蒙の内容とその展開方法について、さらに中堅婦人養成と組合婦人会の関係について考察し、次のようなことが明らかになった。

朝鮮農村における婦人会組織は、金融組合連合会の傘下に組織されたものであり、農村振興運動の展開に従い本格的に組織されたものである。しかも金融組合連合会が官製の組織であったのと同様、組合婦人会も総督府主導の官製の組織であった。

そしてこのような組合婦人会で施設された啓蒙事業は、伝統的な農村女子が保持する生活文化を否定し、総督府が農村振興運動の成就を目的として提示した新しい農村の生活文化を提供するものであった。本論では、そのなかでも夜学会と色服奨励に注目して考察したが、双方とも、考察からわかるように総督府の統治策としての一方的な啓蒙事業であったといえる。

たとえば、夜学会についていえば、文盲退治という名目により開催された講習会で行われたものは家計簿記入を目的とするものであり、言い換えれば家計簿記入ができる程度の講習に留められたのである。いわば、「必要な分だけ覚えてもらいたい。よけいなものは教えない」という限定されたものであったと考えられる。

次に色服奨励についていえば、白服着用に対する確固たる否定理由もないままに女性の地位向上、衛生問題に論点をすり替え、伝統服飾文化を否定する目的により啓蒙事業

有松 しづよ

として講習会を推進していったといえる。しかし、女性の地位向上や衛生問題の改善にその目的があったとは考えがたい。総督府が日本国民としての精神作興を朝鮮人に要求していく上で、白服は朝鮮文化を明確に象徴するものであるがゆえに物理的に朝鮮から抹殺してしまいたいとの目的があったのではないだろうか。

そして総督府は農村女子に対する啓蒙事業をより速やかに伝達、実施するために農村中堅婦人養成のための講習所を設置していくことになるが、ここで養成される中堅婦人は講習所での訓練事項が明らかにするように、総督府が想定する理想の農村を作り、その村の理想的な農村女子を作り上げるという総督府政策の中継を担う人物として期待され、育成されていたのである。

ところで、このような農村女子に対する啓蒙理由として既存の農村文化を否定し、改善しなければならないとする官製の事業は、朝鮮農村女子を対象として実施された特異なものだったのだろうか。

小山によれば日本では、第一次世界大戦を機に「まるで掌を返したかのように従来の価値観を一転させている」³³といった女子への価値観の変換がおこなわれていた。なぜならば「現今の戦争は実に国家の全力を要求し、殊に一国の男子にして兵役に堪ふるものは悉く武装して軍役に従ふ、是に於てか国内に残留せる婦人の任務は一層重大を見るに至れり」³⁴とする戦時における女子の役割が要求されていたからであった。文部省はこのような時勢への対策として地域の婦人団体の普及を奨励し³⁵、地方の実情に即した家庭教育化を目的としていた。たとえば、『系統婦人会の指導と経営』³⁶をもとに山口県豊浦郡清末村婦人会の事業をみる³⁷と、社交の改善、服装の改善、食事の改善、住宅の改善、衛生、日常生活、勤儉貯蓄等、農村女子に対し、旧来の農村生活様式を否定し、文部省が指導する生活形態を実行させる啓蒙事業として生活改善運動がおこなわれていたことを知ることができる。つまり、日本国内の農村においても女子の活用を目的とする啓蒙事業が国策としておこなわれていたのである。

また、婦人会を媒介とする農村女子の啓蒙事業は日本において実施される以前に、第一次世界大戦前に既にヨーロッパで行なわれ、戦時における女子に求められることとして実施されていた³⁸。

したがって、朝鮮に於いて、朝鮮人農村女子に求められた啓蒙は、内地延長主義であるとともに世界的な時代の要請ともいべきものでもあったといえる。

ところで、朝鮮農村女子の啓蒙事業は、事業施設の対象である農村女子にとってどのように受け止められたのか。

植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙

「それは女にとっては一つの抑圧状態からの脱却である。しかし、国家や社会からみれば、今まで閑却されていた女の能力の活用を意味している。つまり国家や社会にとって、女の活動が新たな不安材料を生み出さない限りは、それは歓迎すべきことであり…女のおかれた状況の改善と国家の論理とはけっして対立しあうものではないということは、注意しておかねばならないだろう」³⁹と小山が述べるように、国家的観点から朝鮮農村女子の啓蒙を推進する総督府の期待は、朝鮮農村女子にとっては忌避されるものではなかったのではないだろうか。

文字について盲目であった者が自ら家計簿の記帳が出来るようになって、生まれてはじめての喜びを味わっているという何とも云い難いほほえましい風景があちら、こちらに点描されたのもこの時分であります⁴⁰

総督府の官吏であった山口盛のこの証言はけっして虚言ではなかつたのであろうし、「我々の直接的な問題は家庭内でもつと自由を与えられ、夫の理解がほしい経済内容もしらせてほしい。これは昔の所謂嬪殿下ではありません。私共は理解されるだけの主婦になりたいのです。女といへば奴隸のやうにされる境涯を脱出したいのです」⁴¹という日本の農村の婦人会会員の発言は朝鮮農村女子にもあてはまる事ではないだろうか。

ところで金静美は、総督府による朝鮮農村女子啓蒙事業への農村女子の「抵抗」を原因として、それに対する政策強化のために農村中堅婦人を養成したと論じている⁴²。

しかし、国家的観点による中堅人物養成もまた、日本での部落経済更生運動において実施されていたこと⁴³であり、朝鮮でも農村振興運動の開始とともに予定されていたことであろうと考えられ、総督府による朝鮮農村中堅婦人の養成は農村女子の抵抗を要因とするものではなく、農村振興運動開始時から計画されていたと考えることができる。そして最後に付け加えると、組合婦人会を媒介とする総督府の啓蒙政策に対し、朝鮮人農村女子が直接的に抵抗を示した具体的な事実は、現在のところ管見の範囲においてみることができない。

-
- ¹ 朝鮮農村振興運動が宇垣総督主導の下に 1933 年より官民一体運動として展開されたことは、宮田節子「朝鮮における「農村振興運動」-1930 年代日本ファシズムの朝鮮における展開」に詳しく論じられている。(『季刊現代史』二号、1973 年)。
- ² 農村振興運動が展開されるとともに総督府関係の雑誌『朝鮮』、『文教の朝鮮』、『朝鮮農会報』等の雑誌に総督府関係者により朝鮮農村女子に対する啓蒙の要求が集中的に掲載されている。
- ³ 金静美「朝鮮農村女性に対する日帝の政策」『朝鮮史叢』1980 年 6 月号。
- ⁴ 池田林儀「文盲退治と簡易学校」『文教の朝鮮』1935 年 5 月号、p61
池田は京城日報社論説部長であった。
- ⁵ 『朝鮮施政 25 年史』朝鮮総督府。
- ⁶ 農村振興運動期の金融組合政策について論じたものに、片桐裕子「朝鮮金融組合政策と朝鮮農村社会 - 「満州国」における合作社政策と比較して - 」(『法学研究』1987 年 3 月号)があるが、当該時期における金融組合と農村との関係は、総督府による中央統制体制の強化が促進されたとする筆者と同様な見解を示している。
- ⁷ 『金融組合婦人会の情勢』朝鮮金融組合連合会 1936 年、p2。
- ⁸ 1930 年朝鮮国勢調査結果 (『朝鮮総督府調査月報』1931 年 9 月) より筆者算出。
- ⁹ 犁萬兼「朝鮮社会事業 (下)」『朝鮮』1933 年 10 月号、p93。
- ¹⁰ 『朝鮮農会報』地方欄、1933 年 3 月号、p109。
- ¹¹ 前掲『金融組合婦人会の情勢』、pp99-100。
- ¹² 同上 p4。
- ¹³ 契員間の相互扶助を主要な機能とする朝鮮の慣習。殖利を目的とするものの他、公益、共済、産業の振興、娯楽など多様な目的契があり、社会生活全般に亘って機能していた。(片桐前掲、p41「契」に対する注釈)。
- ¹⁴ 『朝鮮農会報』地方欄、1934 年 4 月号、p91。
- ¹⁵ 『朝鮮農会報』地方欄、1934 年 3 月号、p109。
- ¹⁶ 「白衣は色服に比し洗濯の度合いが多くなり、従つて其の為に費す所の婦人の労力が大のみならず、衣服の耐久力が弱り、経済的に不利を蒙ることが決して少なくない」「従来の冠婚葬祭の慣例に見ても自己の地位状態を顧みず、徒に形式美を飾り、身分不相応の消費をなすものがある」(高木幹雄「農村振興に対する偏見」『朝鮮農会報』1932 年 2 月号、p38)、「農村において彼等と共に生活をして居ると先に以て目につくのは早婚の弊である。・・・普通学校に通ふ児童にして妻帶者は頗る多い。」(杉沼忠三「先づ陋習打破」『朝鮮農会報』1933 年 2 月号、p38)、「ゴム靴は盆、正月と旅行時の他用ひざること」(金東勲「年頭雜感」『朝鮮農会報』1932 年 1 月号、p20) など啓蒙を要求する理由をみることができる。
- ¹⁷ 『朝鮮農会報』地方欄、1934 年 3 月号、p109。
- 婦人会は各道単位で行われたようであり、1934 年慶尚北道では「農村に於ける眞の振興は先づ、婦人からで農村振興の徹底は一家の主婦の自覚と協力に期待する処大なるに鑑み本道達城郡では昭和八年度に於て管内十二箇所に婦人会を設置したが好成績を納めたので更に九年度は各部落に婦人会を設置し農村振興の部会として協力一致、一家一洞の振興に努めてゐるが現在同管内には三百二十余箇所の婦人会があり更に本年度は大い

に拍車を掛け民風作興、生活改善等を主体に色服着用、節米、貯蓄励行、育児法改善、冠婚葬祭費節約、迷信打破等に努めなほ産業改善方法としては野外労働の奨励、紡績、手工業の励行、共同作業の実行等々に全力を注ぐこととなり婦人会の活躍を期待されている」という記述がある。(『朝鮮農報』地方欄、1934年4月号、p91)

¹⁸ この資料は1936年3月末に集計されたものであるために、集計時点で実施されていない啓蒙事業は掲載されていないと考えられ、たとえば忠清南道では夜学が開講されたことがないとは言い切れない。

¹⁹ 具体的な髪型を示す史料を発見するに至っていないが、農村中堅婦人養成機関の写真をみると全員同じ髪型をしていることがわかる。長い髪を後ろひとつに結える髪型ではないかと筆者は考える。

²⁰ 『文教の朝鮮』彙報、1932年10月号、pp157-159。

²¹ 前掲『金融組合婦人会の情勢』 pp2-3。

²² 泉崎三郎「農家経済の振興と婦人の覚醒」『朝鮮農会報』1932年1月号、p32。

²³ 山口盛『宇垣総督の農村振興運動』友邦協会、1966年、p32。

²⁴ 金瑞圭「朝鮮人の自力更生は色服励行が先決問題」『朝鮮』1932年12月号、p2。

²⁵ 同上、p8。

²⁶ 同上、p9。

水が乏しいために洗濯に要する時間が長くなり、長時間の洗濯は、水を長時間汚染し続けることになり、清潔な水を得ることができないと主張している。著者は白服と色服の洗濯にかかる時間を比較計算し、色服着用に改めれば、一家庭（5人家族）につき、一年間に12円68戦（洗濯石鹼等の計算）、680時間（洗濯時間）の節約がされると述べている。洗濯に関する節約は使用する水の汚染度を減少させるという考え方であると受け取ることができる。ただし、著者は直接的には、洗濯による水質汚染の回避の最も効果的なものは共同洗濯場の設置であり、最も必要な社会事業であると主張している。

²⁷ 「色服奨励講習会」『朝鮮』彙報、1933年4月、p158。

²⁸ 前掲『金融組合婦人会の情勢』、p75。

²⁹ 関水武「農村の更生と婦女子の教養」『朝鮮農会報』1933年1月号、p22。

³⁰ 「農家更生計画実施上ノ要項ニ關スル件」1935年3月（『朝鮮農村振興関係例規』1939年 総督府農村振興課編 pp12-16）。

³¹ 昭和10年における普通学校農村女子就学率は0.09%強であり、卒業生はさらに低い値になることは明らかであり、朝鮮農村において中堅婦人養成所への入所資格を持つものは、絶対的少数であり、特別な存在であったと考えられる。（大野謙一『朝鮮教育問題管見』1936年、p298）。

³² 農村振興運動における官僚制と農村との関係において文書主義に注目して論じたものに板垣竜太「農村振興運動における官僚制と村落 - その文書主義に注目して - 」がある。板垣は農村振興運動を総督府による官僚制的な実務様式を集中的に村落に持ち込もうとしたものであったが、当の行政実務の担い手が不足する問題が生じたと述べる。そしてこの問題を解決するには、総督府にどの程度中堅人物が調達できるか、農民がどの程度実務をこなすことができるかという課題が生じたとし、中堅人物の養成導入を図つていったと述べている。基本的な目的は上意下達・下情上通の官僚的な動員と監視を村落に持ち込むことであったと論じている。また、「即時実行のできることも家庭との連絡

有松 しづよ

がとれていなれば、非常に困難を極める事柄が往々にして見受けられる」(金景煥「農村運動は家庭から」『朝鮮農会報』1934年3月号、p79)とする総督府関係者の主張や「上意は下達せず、下情は上通せざるの弊多し。上層指導階級と民衆との間に隔壁たるの階級ありて上下意思の疎通を妨げあり、時に疎隔を助長するものあり。実情の講究、事実に立脚する事が実際的政治の根本たることを常々注意せよ。」(『宇垣一成日記』1931年8月6日 道知事会議での訓示と記載)という宇垣朝鮮総督の発言は、総督府の声が朝鮮末端層まで直線的に伝わらないという重要問題事項としている。このことから筆者は、中堅婦人養成の目的の基本は上意下達にあると考える。

³³ 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年、p119。

³⁴ 臨時軍事調査委員会編『歐州戦と交戦各国婦人』1917年5月、p1。

³⁵ 1930年12月23日文部大臣訓令

国運ノ隆替[ママ]風教ノ振否ハ固ヨリ学校教育並社会教育ニ負フ所大ナリト雖之ガ根帶ヲナスモノハ実ニ家庭教育タリ蓋シ家庭ハ心身育成人格涵養ノ苗田ニシテ其ノ風尚ハ直チニ子女ノ性行ヲ支配ス維新以来教育益々興リ文運弥々隆ナルヲ致セリト雖今日動モスレバ放縱ニ流レ詭激ニ傾カントスル風アルハ家庭教育ノ不振ガ重要原因ヲナスモノニシテ国民ノ深ク省慮スベキ所ナリ顧ルニ往時我が国民ハ概ネ家風ノ顕揚ヲ旨トシテ家訓ヲ敷キ家庭ハ実ニ修養ノ道場タルノ觀ヲ呈セリ然ルニ学校教育ノ勃興ト共ニ世上一般教育ヲ以テ学校ニ一任シ家庭ハ其ノ責ニ与ラザルガ如キ情勢ヲ馴致セリ現事ニ於テ縷々忌ムベキ事相ヲ見ル洵ニ故ナキニアザルナリ此ノ時ニ方リ我邦固有ノ美風ヲ振起シテ家庭教育ノ本義ヲ發揚シ更ニ文化ノ進運ニ適応シテ家庭生活ノ改善ヲ図ルハ啻ニ教化を[ママ]醇厚ニスル所以ナルノミナラズ又実ニ国運ヲ伸張スルノ要訣タルヲ疑ハズ

家庭教育ハ固ヨリ父母共ニ其ノ責任ニ任ズベキモノナリト雖モ特ニ婦人ノ責任重且大ナルモノアリ從ツテ斯教育ノ振興ハ先ズ婦人団体ノ奮闘ヲ促シ之ヲ通ジテ一般主婦ノ自覺ヲ喚起スルヲ主眼トス之ガ實際的施設ニ關シテハ別ニ示ス所アルベキモ地方長官ハ右ノ趣旨ヲ体シ今後一層斯教育ノ振興ヲ図リ各種教育施設ト相俟チ我が国民教育ヲ大成スルニ於テ万遺憾ナキヲ期スベシ

1930年12月23日文部次官通牒

今般家庭教育振興ニ關シ文部大臣ヨリ訓令アルトコロ右ハ家庭教育ノ本旨ヲ明カニスルト共ニ其ノ普及充実ヲ図ルノ趣旨ニ有之之ガ策励方ニ就テハ教育教化ニ關係アル諸機関並ニ諸団体特ニ婦人団体ノ活動ヲ促ス要アリ其ノ實際施設ニ至リ

テハ実情ニ稽ヘ左記事項御留意ノ上適切ナル御措置相成度此段依命通牒ス
一、教育機関ノ活動ニ就テハ学校ニ於ケル保護者会、父兄会、母姉会並同窓会等ヲ
中心トシテ家庭教育ノ指導ニ關シ夫々適切ナル具体的方法ヲ講ゼシムルコト
二、社会教化ニ關係アル諸団体ヲシテ家庭教育振興ニ關スル施設ヲ講ゼシムルコト
三、婦人団体ノ普及ヲ獎励シ之ヲシテ家庭教育指導ノ中心機関タラシムルコト

尚、婦人団体ノ設置及活動ニ關シテハ左ノ事項御留意相成度

(一) 婦人団体ノ設置

婦人団体（母ノ会、婦人会、主婦会、母姉会並同窓会等）ハ土地ノ情況ヲ參
酌シ市町村又ハ部落ヲ単位トシ若シクハ学校ヲ中心トシテ之ヲ設置シ必要ニ
応ジ連合会ヲ組織スルコト

(二) 団体ノ事業

イ、婦人ノ知徳ヲ涵養スルコト公共生活ニ必須ナル教養ヲ与フルコト
ロ、家庭ニ於ケル子女ノ看護教養等ニ就テ實際ノ指導ヲ施スコト
ハ、家庭生活ノ改善趣味ノ向上ヲ期スルト共ニ良風美俗ノ維持發達ヲ圖ルコト
ニ、教育教化並社会事業等ニ關係アル諸機關ト密接ナル連繫ヲ保チ家庭教育ノ
振興ニ努ムルコト

『系統婦人会の指導と経営』文部省内 大日本連合婦人会、1935年。

³⁶ 同上、文部大臣訓令、pp1-2。 文部次官通牒、pp1-2。

³⁷ 同上、pp336-358。

³⁸ 「独逸国の部 戦争と婦人」『時局に関する教育資料』第20編 文部省普通学務局、1918年12月、pp125-128。

³⁹ 小山前掲、p117。

⁴⁰ 山口前掲、p32。

⁴¹ 板垣邦子「日本農村女性の境遇と婦人会 - 昭和恐慌から戦後へ」『歴史評論』2001年4月号。

⁴² 金静美前掲、p114。

⁴³ 1930年代の長野県における部落經濟更生運動における中堅人物養成に関する一盛真の研究「1930年代融和運動下の「中堅人物」像 - 長野県における一青年の思想と行動 - 」（『北海道大学教育学部紀要』1994年64号）にみることができる。